

平成 30 年度 第 7 回 北区自治協議会 議事概要

日 時 平成 30 年 10 月 18 日 (木曜) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分

会 場 北地区コミュニティセンター2 階 大ホール

出席者 委員

倉島会長、松田副会長、赤間委員、阿部(康)委員、五十嵐(隆)委員、
本間(藤)委員、山賀委員、若月委員、渡邊委員、渡邊委員、阿部(淳)委員、
五十嵐(紀)委員、川居委員、川島委員、工藤委員、後藤委員、高橋委員、
真壁委員、阿部(美)委員、梅津委員、本間(久)委員、若尾委員、阿部(恵)委員
計 23 人

(欠席：上松委員、内川委員、小林委員、曾我委員、高口委員、村中委員、
岡委員)

事務局

[北区役所関係]

区長、副区長兼地域総務課長 (以下「副区長」)、区民生活課長、健康福祉課長、
産業振興課長、建設課長、北出張所長、北下水道分室長、消防局北消防署長、
北区教育支援センター所長、豊栄地区公民館長、地域総務課長補佐 2 人、
地域総務課員 4 人

[市民生活部関係]

市民協働課係長

傍聴者 2 人

内 容

1 開会

2 議事

(1) 委員の再任に関する方針(案)について

倉島会長

委員の再任に関する方針(案)について、および報告事項(1)区自治協議会条例改正に伴う自治協議会運営指針の改正についてです。まず副区長から、報告事項(1)区自治協議会条例に伴う運営指針の改正について説明をお願いします。

副区長

議事資料 1 の委員の再任方針の検討結果については、後ほど特別部会長からご報告いただきますが、その前に報告資料 1-1 をご覧ください。

区自治協議会あり方検討委員会で、今後の区自治協議会の方向性が示されたことを受け、9月議会で新潟市自治協議会条例の一部の改正が議決されました。

まず、委員の住所要件について、これまでは区内に住所を有する者とすると言われていましたが、公募委員以外は、市内に住所を有する者とするに変更されました。これまで、本市の自治協議会が地方自治法に基づいて設置されていた関係から、区内に住所があることが要件となっていました。しかし第 7 期自治協議会から、地方自治法の規定から外れることとなり、委員の住所要件は緩和されました。

例えば、大学教授の場合、区内に事業主体のある大学であれば、公共的団体等の選出者としてその大学教授も選出できます。ただし、区内に従たる事業所しかない、あるいは事業所がない大学教授ですと、有識者として北区自治協議会の委員にしたいとしても、その方の住所が北区内になれば、北区の自治協議会の委員にはなれませんでした。しかし今回の改正を受けて、区長が必要と認めた場合は、北区に住所がなくても市内に住所があれば、北区自治協議会の委員になることができるようになります。

さらに、委員の再任回数の規定も変更されます。これまでは、コミュニティ協議会委員は再任 2 回まで、それ以外の委員は 1 回までとされていましたが、今度は、この再任回数の制限をなくし、運営指針においても、各区自治協議会の実情に応じた取り扱いができることとなりました。ただし、公募委員については引き続き、再任回数を 1 回とする指針に変更はございません。

変更された条例が施行される期日ですが、平成 31 年 4 月 1 日、つまり次の第 7 期の委員から適用されることとなります。

次の資料は、区自治協議会運営指針の改正について、各区の自治協議会から出された意見を一覧にまとめたものです。

北区では前回の自治協議会でお諮りしましたが、北区と東区からの意見はございませんでした。そのほかの区自治協議会については記載のとおりです。出された意見は記載のとおりですが、委員の任期を無制限にしてしまうと、後任の育成に問題が出る。あるいは、一定の期間で人員を新しくする方が好ましい、などです。

次に、来年から始まる第 7 期の委員改選に向けた「新潟市区自治協議会運営指針（第 7 期委員改選用）」をご覧ください。この指針の中で、委員の再任回数について記載されている箇所は 20 頁です。改正後の新潟市区自治協議会条例では、「委員は、再任され

ることができる」という記載のみになります。委員の再任回数の上限についての記載をなくし、区自治協議会の実情に応じた取り扱いができるようになると内容が記載されております。詳しくは、後ほどご覧いただければと思います。

倉島会長

ただいま副区長から説明がありましたが、何かご質問はございますか。

山賀委員

2点ほどお聞きします。報告資料 1-1 には、条例の一部改正について書かれていますが、ここに記載されている役割についての変更項目は、なかなか見つけられません。これは条例上の改正なのでしょう。それとも、条例の趣旨を理解しやすいように説明をする資料なのでしょう。

もう一つ、役割について三点記載されていますが、この三点について、新しい条例や指針にどのように反映されているのかが分からないので、新旧を対照させるなどして、具体的に示して欲しいと思います。

副区長

条例改正を説明した資料です。新旧対照表は載せていないのですが、報告資料 1-3 の新潟市区自治協議会運営指針の 41 頁には、改正後の条例本文が参考として掲載されています。

山賀委員

例えば、区自治協議会の役割として挙げられている必須意見聴取の対象となる事柄について、区が所管する区民への影響が大きい施設のうち、市長が別に定めるものの設置・廃止・管理に関する事項とすることは、どこに掲載されているのでしょうか。

このような改正がある場合、本来は、改正前と改正後の対照資料があるべきだと思います。改正した後はこうなるという変更内容の概説が報告資料 1-1 だと思うのですが、改正前と改正後によって何がどう変わるか、具体的に教えていただければと思います。

副区長

条例の新旧対照表は今、手元にもありますが、条例のほかに新潟市区自治協議会運営指針が定められており、条例で規定されていない細かい部分については、この新潟市区

自治協議会運営指針で方針が示されています。その指針についての変更が加わっているため複雑になっております。

今回は、新潟市区自治協議会条例の改正により、委員の住所要件が緩和されました。また、区自治協議会の役割については、必須意見聴取の対象について、今までは公の施設の廃止などの場合は、必ず自治協議会に意見を求めることとされておりましたが、今後は、区民への影響が大きい施設のうち、市長が別に定めるものの設置・廃止・管理に関する事項について意見を求めるということとなり、その具体例は、前回の自治協議会で、一覧表とともにご説明させていただきました。

倉島会長

市民協働課今井係長、何か補足することがありましたら、お願いします。

市民協働課係長

一つ目の新潟市区自治協議会条例の一部変更に伴う新旧対照表の件ですが、現在の新潟市区自治協議会条例では、必須意見聴取事項と区自治協議会が市に対して意見を言う建議など、自治協議会の役割を第7条に一括してうたっております。改正後は、区自治協議会の役割として、市から諮問された事項に答え、意見を述べるのが第6条に、また第7条では市長などの責務として、総合計画や区役所の所管する主要な施設についての意見を自治協議会へ求めることと記載しております。お尋ねの事項については、改正後の条例の第7条をご覧になっていただければと思います。

また、今回の条例改正で何が大きく変わったのかというと、基本的にはそれほど変わっておりません。ただしこれまでの10年間、区自治協議会に活動いただいた中で、区自治協議会の提案事業や、地域の意見を吸い上げ、フィードバックしていく役割については、今まで条例などでも明確にうたってきませんでした。

しかし、昨年度の区自治協議会のあり方検討委員会のご意見として、その辺も明確にしたほうが良いという意見がありました。そこで、改正後の条例の中で、ざっくりとではありますが、うたい込ませていただいたという点が最大の改正点となります。

倉島会長

ほかにいかがですか。

阿部（恵）委員

何も知らなくて申し訳ないのですけれども、この報告資料 1-1 に、改正前と改正後の条例のどこに書いてあり、どのように改めたかが書いてあると、新潟市区自治協議会運営指針の冊子も見やすくなると思います。そうでなければ、どこにこれが書いてあるのか探すことが先決になり、分かりにくいのです。

副区長

資料が分かりにくくて申し訳ございません。今回、会議概要を皆様にお送りする際に、今回の変更が、どのように新潟市自治協議会条例と新潟市区自治協議会運営指針に反映されているのかが分かるように、新潟市区自治協議会運営指針の変更箇所を見え消しした資料をお送りしたいと思います。それをご覧になっていただければ、どこがどう変わったのか分っていただけたと思います。配慮が不足しており、申し訳ございません。

倉島会長

ほかに何かございませんか。

川居委員

私もそうですけれども、そもそも委員になるまで自治協議会という会議があることも知りませんでした。おそらく、ほかの方も委員になって初めて知ったことが沢山あると思います。ですが、再任回数の制限に関する規定をなくせば、ほかの人にこういう機会を与えるチャンスが減ることになるのではないかと思います。再任回数の規制をなくすのではなく、やはり再任は 2 回までなどの規定があったほうが良いと思いますけれども、どうなのでしょう。

副区長

新潟市自治協議会条例においては、再任回数をなくすということになります。ただし、各自治協議会それぞれの特性や実状に合せて、再任回数をなくしたままにしても、各区独自の再任回数を定めても、良いことになります。

北区自治協議会では、運営検討特別部会を設置してその点を議論していただきました。その結果について、特別部会長から、ご報告させていただくことになってございます。

川居委員

分かりました。ありがとうございます。

倉島会長

ほかにご覧いませんか。

ないようですので、次に移ります。

次に議事事項 1、委員の再任に関する方針（案）について、運営検討特別部会の部会長の阿部康夫委員より、説明をお願いします。

阿部（康）委員

先ほど事務局より説明がありましたように、9月議会で新潟市区自治協議会条例の改正案が議決されました。各区の実情に応じて、委員の再任回数が決められることとなりましたが、この件について9月20日に開催された特別部会の検討結果について報告します。

採択された案は、現行どおりとするもので、1号委員が再任回数2回、最長6年まで。2号、3号委員は再任回数1回、最長4年までとするものです。なお、公募委員については変更ございません。区民による区政への参画機会を確保するため、再任回数の上限を1回とする旨は、改正後の運営指針でも規定されます。

裏面の実施概要をご覧ください。部会で出された主な意見としては、任期が長くなると人材が育たない。コミュニティ協議会会長が継続して委員に就けるように、区自治協議会条例が改正されたが、現行でもコミュニティ協議会会長以外の方が委員に選出されており、特に問題はないというものであした。また、選出団体や委員資格が異なる場合は、任期を超えて最長10年まで再任することもできるという但し書についても、そのまま残すほうがよいという意見がありました。

以上の意見を踏まえて採決したところ、全会一致をもって現行どおりとするべきと決定しました。

倉島会長

ありがとうございました。ただいま阿部特別部会長より報告がございました件について、ご質問、ご意見がございましたら受けたいと思います。

ご覧いませんか。よろしいですか。

では、特別部会長の報告のとおり、委員の再任方針については現行どおりとしてよろ

しいでしょうか。

—異議なしの声—

倉島会長

異議のある方はございませんか。

ないようですので、決定させていただきます。

決定する内容ですが、北区自治協議会における委員の再任については、特別部会長の報告のとおり、全会一致で現行どおりということで、よろしいですか。

—異議なしの声—

倉島会長

では、決定いたします。

(2) 老人憩の家「寿楽園」の廃止について

倉島会長

次に、(2) 老人憩の家「寿楽園」の廃止についてですが、この件については、市長名で意見聴取の依頼が届いています。健康福祉課長から説明をお願いします。

健康福祉課長

現行の新潟市区自治協議会条例では、第7条第3項第2号において、区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項について、自治協議会へ意見を聴かなければならないとされています。この度、北区にある老人憩の家「寿楽園」の廃止について、北区自治協議会のご意見を求めますので、よろしく願いいたします。

改正内容といたしまして、老人憩の家「寿楽園」は、平成31年3月31日をもって廃止し、新潟市老人憩の家条例から寿楽園を削除いたします。今日、条例は皆さま方にお示ししておりませんが、条例の第1条に、老人の方々の健康を保持し、その福祉の増進を図るため、老人憩の家を設置するというと同時に、その設置の名称と位置が別表に表示されております。

市内には30の老人憩の家がございますが、その中から老人憩の家、名称と位置を削

除するという条例の内容になります。この老人憩の家の設置、運営に関しましては、私どもで一部改正ということで12月議会に上程する予定でございます。

次に「寿楽園」の概要につきましては、ご覧いただいておりますように、所在地、開設年月、面積と概要ということで表示させていただいております。資料右下の配置図をご覧ください。

次に、裏面には、「寿楽園」の現況の写真も掲載させていただいております。玄関付近と昼間、浴室の写真がございますが、入浴した後でお茶を飲んだり、おしゃべりしたりして、交流を楽しんでおられます。浴槽は、一般家庭の風呂を少し大きくしたようなもので、2人ないし3人の方々が一緒に入っているというお話も聞いております。

次に、廃止する理由でございます。まず、寿楽園は老人憩の家としての機能と、松浜町住宅（風呂なし市営住宅）のための入浴施設として、二つの機能があります。建物は昭和45年に松浜町住宅として建設された市営住宅の一棟を、昭和47年に入浴施設として改築しまして、併せて老人憩の家「寿楽園」として開設されたものでございます。松浜町住宅に入居している方が昨年7月に退去され、現在はどなたもいらっしゃいません。ですので、現在の役割としては老人憩の家「寿楽園」という役割のみとなっております。

この老人憩の家は、先ほども申し上げましたように市内30か所ございますが、この寿楽園は最も古く、かつ、市内で唯一耐震改修が行われていない施設となっております。平成28年3月に行いました耐震診断では、屋根の水平剛性がなく、工事費は1,000万円弱かかると診断されました。市の方針といたしましては、平成18年9月に示されました新潟市老人憩の家のあり方検討委員会の提言と方針から、老人憩の家の施設補修等は必要最小限として、老朽化や利用率が著しく低い施設は廃止や入浴施設の中止も検討するべきであるという提言がなされております。このことから、大規模改修にあたる耐震工事は実施できず、施設を利用されている方々の安全性の確保が本当に厳しい状況となっております。そこでやむなく、平成31年3月31日をもって廃止とするものでございます。

次に、廃止に向けた利用者対応などについてです。利用者に対する説明は、昨年9月と12月、今年は先月9月に行っております。午前利用される方々と午後利用される方々、そしてカラオケだけを楽しまれる方々というようにグループが分かれておりますので、それぞれの方々に6日間、9回にわたって延べ88人の方に説明させていただきました。中には中国残留孤児の方々もいらっしゃいますので、通訳に入ってもらいながら説明させていただきました。この時は、6名のご参加がありました。昨年9月の説明会では、ご利用者の方々から、寿楽園がなくなるとどこへも行けない、交流の場がな

くなる、居場所を確保してほしいというお声や、お風呂がなくなってしまうのは困るというお声をいただいております。一部の方々ですが、反対ということで、その方々を中心に反対署名活動も実施され、11月には約1,300名の反対署名が区に提出されました。北区としても、新潟市としても、この廃止反対の声や署名は本当に重く受け止めておるところでございます。しかし、現在の利用者の方々が集える場所、日中の居場所を確保し、来年の3月末に廃止する方針を決めました。

先月9月に説明に伺った際には、耐震性がなくて危ない建物であると、ご利用者の方々からご理解いただいたところでございます。

また今後、交流の場とか「地域の茶の間」として使える施設についても説明をさせていただきます。

依然として入浴設備への要望はございますが、浴室を新たに設置するわけにはいきません。平成18年9月に示されました老人憩いの家のあり方検討委員会の提言には、地域に住む児童から高齢者まで、各種団体が集会、交流、共同活動に利用できるよう、可能な機能を備えた地域の拠点施設として整備し、現在の施設を最大限に有効活用する方針が示されております。入浴設備に関しては、寿楽園の南へ1.3キロメートルほど離れたところに「阿賀浜荘」というもう一つの老人憩いの家があります。そのため、寿楽園を利用されている方々には、阿賀浜荘を最大限に利用していただきをお願いしております。

阿賀浜荘を、より多くの方にご利用いただけるように、今年2月には浴室の改修工事、3月にはボイラーの入替え工事も行いました。また今後、濾過設備の改修工事も予定しております。寿楽園の利用者をはじめ、高齢者の方々だけではなくて若い人なども含めた多世代の方々からもご利用いただけるよう、現在の施設を最適に管理しながら施設の長寿命化を図っていきます。

また、高齢者支援課が運行する阿賀浜荘行きのバスもございます。このバスは月2回、第1、第3水曜日、新富町バス停から太夫浜、松浜病院前、そして阿賀浜荘まで1往復しております。この阿賀浜荘行きのバスの停留所を、今年4月から寿楽園前にも新設して、寿楽園からもご利用いただけるようにしております。

また、寿楽園に来られる方々の交流の場として、「地域の茶の間」の開設を目指して、隣接する自治会の皆さんや支え合いのしくみづくり会議の推進員、民生委員や老人クラブの方々と一緒に協議を行っております。

次に、跡地利用についてです。この寿楽園は松浜町住宅として建設されておりますので、土地、建物を所管します住環境政策課にて建物を解体し、解体後の敷地については財産活用課で売却する計画と聞いております。

資料の裏面には、北区内の老人憩の家の現状を掲載しております。北区には4か所の老人憩の家がございますので、参考までに掲載いたしました。

以上で説明は終わります。

倉島会長

ただいま健康福祉課長から老人憩の家「寿楽園」の廃止についての説明がございましたが、ご意見がございましたら受けたいと思います。ございませんか。

ないようですので、それでは、寿楽園の廃止につきまして、この案を了承するという事で回答したいと思います但よろしいですか。

—異議なしの声—

3 報告事項

(1) 自治協議会条例改正に伴う自治協議会運営指針の改正について

(議事と併せて報告されたため略)

(2) 平成29年度事業報告「特色ある区づくり予算」実績について

倉島会長

平成29年度北区「特色ある区づくり予算」実績について、各担当課長から報告をお願いしたいと思います。

副区長

最初に、地域総務課担当分をご報告させていただきます。

北区賑わい創出事業については報告資料2の1頁にございます。

この事業は、平成29年度で2年目になります。北区の賑わい創出ということで、北区区政10周年記念誌「100人インタビュー」を発行しました。それから、新崎駅の賑わい創出ということで、新崎駅北口にある花壇の植栽整備として、シバザクラを植えました。それから新崎駅北口駅前案内看板がございましたが、だいぶ古くなっておりましたのでパネルの張替えを行いました。決算額は90万4,824円でございます。

次に、公共施設利用促進バス事業について、2頁をご覧ください。

これは、夏休み期間中の子どもたちを中心に、北区内の公共施設等の利用促進を図る

ため無料バスを運行するというものでございます。バスの運行ルートは、松浜小学校と松浜病院からスタートして、夏休みですので主に遊水館や博物館、公民館、図書館等の葛塚地域の公共施設が集まっている地域へ一日 2 便、往復運行しています。

実績として、利用者数は通常便、臨時便合計して、延べ 625 人の利用がありました。北区文化会館で演劇「二日月」の公演があり、開演時間に合わせた臨時便も出しました。

次に、郷土芸能伝承支援事業について、3 頁をご覧ください。

平成 29 年度が 1 年目となり、地域の伝統芸能の振興と伝承を狙って、神楽や太鼓などの発表の機会を与え、情報交換会を開催いたしました。発表会としては、キテ・ミテ・キタクに 3 団体が出演しました。それから出前講演として、木崎小学校と葛塚小学校へ出向いて講演を行いました。また、楽器を購入し、過去の記録ビデオを DVD 化いたしました。

次に、大学生と地域の協働による人・地域・学校づくり支援事業について、4 頁をご覧ください。

平成 28 年度が 1 年目で、平成 29 年度は 2 年目でございます。この事業につきましては、新潟医療福祉大学の学生を小中学校へ派遣いたしまして、そこでの学習支援、あるいは地域活動の支援のサポーターをしてもらいました。平成 29 年度においては延べ 1,142 人を派遣しております。

次に、自治協議会提案事業の羽越水害復興 50 年記念事業について、13 頁をご覧ください。

平成 29 年度は、昭和 42 年に発生いたしました羽越水害からちょうど 50 年目の節目にあたるということで、その前年の昭和 41 年に発生いたしました下越水害と合わせまして当時を振り返るシンポジウムを開催し、記念誌・冊子を作成いたしました。巡回パネル展も開催し、DVD を作成しました。

区民生活課長

続いて、区民生活課所管分について説明いたします。

十二潟ブラッシュアップ支援事業でございます。この事業は、平成 27 年度から 3 年ということで、平成 29 年度は最終年度にあたります。実績としては、潟舟の漕手育成として、育成指導を岡方地区コミュニティ委員会主催で行っていただきました。その結果、漕手の人数は 2 人から 4 人に増加しております。

二つ目は、潟の観察施設の延長ということで、観察用のデッキを 6 メートル延長いたしました。これにより、既設デッキは総延長が 45.4 メートルになりました。より充実

した観察ができるようになったという実績がございます。

三つ目は、保全状況の調査ということで、岡方第一小学校と岡方地区コミュニティ委員会の共催で合同観察会を行っております。6月21日と8月30日に、6年生24名が参加して行われました。

四つ目が、外来植物駆除体験会ということで、こちらも岡方第一小学校と岡方地区コミュニティ委員会の共催で10月10日から16日まで開催いたしました。

五つ目に、十二瀬環境保全発表会として、瀬シンポジウムで岡方第一小学校6年生が発表いたしました。

決算額については、76万3,470円。主な支出内容につきましては、消耗品代と観察デッキの延長費用となりました。

健康福祉課長

次に、地域子育て支援事業について、資料6頁をご覧ください。

平成29年度に1年目を迎える事業です。この地域子育て支援事業ですが、この事業は、子育て仲間づくりなど、地域で子育てを支える体制の構築を進めながら、不登校や引きこもり、児童虐待の予防につなげるなど、児童福祉の向上と健全育成を推進することを目的に実施しております。

平成29年度は4事業を柱に実施しております。

一つ目は、支援拠点施設等での子育て支援講座の実施です。パパ向け子育て支援講座では、北区パパサークルを設立し、自主的な活動につなげております。また講座受講後は、お父さんたちが自主的なグループを設立して活動を行っております。また保育士など、支援者に向けた傾聴スキル習得講座を実施しております。こちらは、子育てに関する悩みをもつ保護者に接する機会の多い保育士などの傾聴技術の向上につなげました。「完璧な親なんていない」、NPプログラムと言っていますが、こちらの講座も開催いたしました。

二つ目は、子育て情報誌による北区の子育て情報の発信ということで、冊子「ままKiTA」を3,500部発行いたしまして、子育て支援センターや幼稚園、小児科などに配布して、子育てに関する情報を分かりやすく発信いたしました。

三つ目は、地域での子育てや家族を支え合う体制づくりといたしまして、地域の方々が立ち上げました早通健康福祉会館で、昨年9月からモデル的に子育て応援カフェを開催しました。地域の子育て世代の方々から気兼ねなく子どもを連れてお茶を飲みにご利用していただき、地域の方々と顔見知りになって、自然な交流の中から子育ての支え合い

につながることを目的に実施しました。県外から転入してきたばかりの0歳児のお母さんから、地域の中にこういう場所があってよかったという感想をいただいております。

四つ目のイベントでございますが、冬場に子どもたちと親が思いっきり遊ぶことのできるイベントとして「北区ふゆっこまつり」を開催しております。子どもの健全育成を目的に実施しております。このイベントは今まで10回開催し、新潟医療福祉大学で実施しております。平成29年度の「北区ふゆっこまつり」の参加者は2,400名、子育て応援講座には延べ150名の方にご参加いただきました。

続いて、7頁の認知症予防(もの忘れ検診)事業です。

認知機能の低下している高齢者を早期に発見し、認知症への移行を防ぐとともに、認知症の進行を遅らせるということを目的に、医師会の15班の協力の下、平成29年度から開始しております。

受診者は2,299名で、全体対象者の11.6パーセントとなっております。要経過観察、要精密検査がそれぞれ見つかっておりますが、要精密検査の23名の内、診断名がついた方の中で、軽度認知障害(MCI)の方が6名見つかっております。早く見つけることにより、認知症を予防すると同時に、本人も自覚と認識をもって備えることができるため、6名の方が見つかったことは効果があったと思っております。

またチラシやポスターなどを作り、啓発活動も行いました。また、検討会ということで、1次検診医と精密検査医などと合わせ、地域包括支援センターも交えて、フォロー体制検討会も行っております。3月には予防の周知のために講演会も実施しております。

続きまして資料15頁です。自治協議会提案事業で、テーマを「命」の教育ということで実施しております。

子どもの健やかな成長のためには、学校での教育はもちろん、保護者が家庭での教育やしつけについて学ぶ必要があります。一方で、保護者が情報を求めるニーズも高いのですが、子育て世代はとて多忙で、情報を得る手段である講演会や勉強会を開催しても参加者が少ないということで、お便りの発行を決めました。

お便りの内容につきましては、福祉分野、教育分野ということでそれぞれテーマを設けまして、教育分野では、県の教育委員会の家庭教育支援ブックガイドから時勢に合った項目を梅津委員に選定していただきながら、コメントを加えて作成しております。福祉分野では、小学生の保護者である若い世代に伝える機会が少ない認知症や、その予防対策としてのもの忘れ検診、認知症サポーター養成講座などの内容について、支え合いのしくみづくり会議の工藤委員を中心に作成しております。ホームページやフェイスブックなどにも掲載し、周知いたしました。実際に保護者の方々へアンケートも実施し、

「お便りを目にするだけで改めて気づくことができた」とか、「子育てに悩んでいたのととてもためになった」といった意見があった一方で、「ゴミになる配布物はやめて欲しい」という意見も一部ございました。

効果・課題としては、興味のない保護者への働きかけは本当に難しいところですが、子どもたちが安心できる環境を築くため、あきらめずにさまざまな形で働きかけていくことが必要だと、部会から意見が出されております。

産業振興課長

引き続きまして、産業振興課所管分について説明させていただきます。

8 頁の事業ですが、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年で取り組ませていただきました。海辺の森は、飛砂防備保安林と保健保安林に指定されております。この事業により、これらの機能を維持しながら憩いの場を提供し続ける市民活動の支援を目的としております。

平成 29 年度については、保全活動、ボランティアによる草刈り、樹木の伐採などを実施して、延べ 327 名の方からご協力いただきました。また、地元の住民が主体となってコミュニティビジネスの手法を取り入れ、ニセアカシアのコースター、松のミニ盆栽、門松の試作販売を行いました。森林資源を利活用するという点で、大変いい出来になっていたかと思えます。参考までに、販売金額は 25 万 9,000 円の売上がありましたが、全額、松の苗を購入させていただき、森に還元させていただきました。

地域商業魅力創生プロジェクトについて、9 頁をご覧ください。

平成 29 年度から平成 31 年度までの事業ということで、地域毎にテーマやブランド力を活用した PR 活動を実施しております。新規顧客の獲得とエリア全体の一体感をもったイメージアップによる賑わい創出を図っております。葛塚地区におきましては、葛塚市場の出入口の看板のデザイン改修を地元の豊栄高校の生徒と一緒に実施させていただき、市場の景観アップを図りました。松浜地域につきましては、「ござれや花火」の企画に参加する花火女子の企画、それから松浜市場と連携したイベントで「こらっせ松浜」を実施し、商店街の活性化を推進しました。日程や人数については資料をご覧ください。

平成 28 年度からの 3 か年事業実施した「キテ・ミテ・キタク魅力発信プロジェクト」について、10 頁をご覧ください。

区内の農業、商業、工業が一堂に会して魅力を発信するイベント「キテ・ミテ・キタク」を開催させていただきました。そのほか、交流人口拡大を目的とし、ホームページなどを用いた市内外への広報活動、観光資源の魅力向上を図っております。「キテ・ミ

テ・キタク」につきましては、自治協議会でもご質問をいただいておりますが、天候の影響が大きく、入場者は記載のとおり約 5,000 人に留まったということでございます。

そのほか、民間旅行会社と連携したバスツアーは、近隣市町村への PR チラシの配布などを行い、ツアー回数は 5 回、市内外から約 240 名の参加があり、大変な好評を得ております。

次に「稼げる農業」促進事業について、11 頁をご覧ください。平成 27 年から 29 年度までの 3 か年で取り組ませていただきました。

高付加価値を有する農産物、加工品の開発をつうじて、農家の所得向上につながるという取り組みです。シルクスイートという品種のさつまいもを商標登録、「しるきーも」と命名し、北区の特産品として生産振興を図っております。平成 29 年度は笹山小学校、洋菓子店等と連携して、新潟伊勢丹の NIIGATA 越品に加工品を出店販売いたしました。作付面積については、前年度より 1 ヘクタール増加したのですが、残念ながら長雨の影響があり、面積が増えたにもかかわらず、収入は、減少となっております。

次に、北区総合スポーツ事業について、12 頁をご覧ください。

平成 27 年度からの 3 か年事業になりますが、平成 29 年度はさまざまな競技による総合スポーツ大会、区民が気楽に参加し楽しめるフロアカーリング交流戦、スポーツ体験会、コミュニティ協議会の皆さんから幅広い年代が参加して行われた北区大運動会を開催し、延べ 2,281 人にご参加いただき、スポーツ体験をしていただきました。

「新潟市北区元旦歩こう会」については、実行委員会形式で開催しており、586 名の参加をいただきました。

次に、自治協議会提案事業として取り組んだ北区の潟の魅力発信事業について、16 頁をご覧ください。

福島潟のラムサール条約登録に向け、区民の理解を深め、水辺環境の保全と活用を図るため、講演会の開催や水の駅「ビュー福島潟」の展示内容を部会の皆さんの意見を参考にリニューアルいたしました。また、「北区の水辺マップ」もリニューアルし、1 万部の発行をさせていただきました。

建設課長

自治協議会提案事業である松浜海岸の環境整備と地域活性化について、14 頁をご覧ください。

松浜海岸は、阿賀野川河口部にあり、約 30 ヘクタール程度の砂丘地となっております。そこに市民文化遺産の「ひょうたん池」があり、周辺民家への飛砂防止を図るため、

地域の方々と協働で飛砂防止に取り組みました。地元の子どもたちが参加するイベントを開催することで、地域への愛着や環境保護の意識啓発も目的としております。

昨年度は10月13日に、地元の方200名、子どもも80人集まり、1,300株のアキグミの植栽をいたしました。効果としては、植栽により、飛砂被害の軽減につながる地域活動の土台づくりができたと思っております。また、児童と地域住民が協働で植栽活動を行うことにより、地域への愛着や環境保護への意識啓発が図られたと思っております。

倉島会長

ありがとうございました。平成29年度の特色ある区づくり事業を各課長から説明を受けましたが、何かご質問があれば受けたいと思います。

ございませんか。

ないようですので、次に進ませていただきます。

(3)平成31年度北区「特色ある区づくり予算」の提案状況について

倉島会長

平成31年度北区「特色ある区づくり事業」提案状況について、各担当課長から報告をお願いしたいと思います。

副区長

区企画事業平成31年度につきまして、地域総務課分から順次、ご説明させていただきます。

区企画事業につきましては、平成31年度、来年度も今年度と同じように予算額は2,400万円です。それぞれの事業の金額の割り振りについては、現在、調整中でございます。次回の自治協議会もしくは12月の自治協議会までには金額もお示しいたします。

報告資料3をご覧ください。

1番の地域「ひと・まち」パートナーシップ支援事業は、新規事業でございます。

ただ、先ほどもご説明いたしました平成28年度、平成29年度、平成30年度の事業で、新潟医療福祉大学の学生を派遣するなどした、大学生と地域の協働による「人・地域・学校づくり支援事業」と同様の事業を、引き続き3か年継続して行おうというものでございます。学生そして小中学校、あるいは地域からも、非常に好評な事業であり、引き続き3年間行いたいと考えております。

2番目は、北区賑わいづくり事業です。

これも、先ほど平成 29 年度実績でご説明いたしました、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度と、北区賑わいづくり事業を実施してきたところでございます。当事業についても引き続き、北区の賑わいのため、とりわけ新崎駅の拠点化と賑わいづくりのため、平成 31 年度以降も継続して実施していく必要があるということで、平成 31 年度から、改めて 3 か年の新規事業として取り組むものでございます。

3 番目の地域防災力向上事業は、新規事業でございます。

北区には現在、防災士が 13 名あり、12 月に新たに 8 人の防災士が受講して、無事合格すれば新たに 8 人が加わるということで、合わせて 21 名となります。区内には 10 コミュニティ協議会がありますが、すべてのコミュニティ協議会の中で一人は防災士がいるという状況になり、全体をカバーできることとなります。ただ、いざ発災した場合、その防災士が地域のリーダーとして活動するためには、日ごろから知識を蓄え、技術のスキルアップを図るための講習が大切です。そのため、防災士のスキルアップのための講習と、防災訓練に必要な指導の手引書を作成する事業を、3 か年をかけてやってまいります。

4 番目に、公共施設利用促進バス事業です。先ほどご説明いたしました、夏休みの子どもたちの無料バスの運行でございます。平成 29 年度から始めて、平成 31 年度は 3 年目となります。

最後に、郷土芸能伝承支援事業は、平成 29 年度から始めた事業で、同じく 3 年目ということで引き続き実施するものです。

健康福祉課長

健康福祉課の担当事業は、6 番、7 番、8 番でございます。

介護予防のための専門職派遣事業は、今年度から実施しております。高齢者の日中の居場所にリハビリテーション等の専門的知見をもった作業療法士を派遣し、高齢者自らが介護予防に取り組めるようにするという取り組みでございます。

次の地域子育て支援事業と、その次の認知症予防(もの忘れ検診)事業についても、3 年目ということになります。認知予防について、3 年目ということになりますが、先ほどの介護予防の専門職派遣事業でも触れましたが、地域における支援体制を強化するというので、さまざまな本課事業と連携し、一緒に行いながら、地域の支援力を高めてまいりたいと思います。

産業振興課長

産業振興課担当分は、9番から13番までになります。

一つ目は、海辺の森共創参画推進事業です。新規事業ですが、従来の取り組みに継続して、海辺の森の環境美化、保全活動に努めていきたいと思っております。保全活動については最近、小学生、高校生、女性の方も参加していただくようになりましたので、さらに広めていきたいと思っております。また、コミュニティビジネスに関しては今年度、住民を中心とする任意組織を立ち上げ、ここが主体となって動くこととなりました。活動については、販路の拡大など支援をしていきたいと考えております。

次の10番「魅力発信キタクなるプロジェクト」についても、新規観光客の開拓とリピーターの増加を狙い、さまざまな取組みを考えております。好評のバスツアーのほか、ほかにより候補がないかと現在検討中でございます。

次の「次世代農業」推進事業は、継続事業です。専門店の一部閉店もございましたが、テレビの出演などいろいろな形でPRし、生産拡大に向け、進めてまいります。

最後の北区総合スポーツ事業と地域商業魅力創生プロジェクトにつきましては、継続事業でございます。今年度の実績を踏まえ、さらに検討を加えて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

建設課長

最後に建設課所管分をご説明いたします。

「松浜海岸の環境整備と地域活性化」事業です。これは自治協議会提案事業として取り組んできたものを、区企画事業として3年間継続実施するもので、来年は継続2年目となります。今年は、今年16日にアキグミの植栽を実施しました。約2,700本のアキグミを植える事業に、地元の方や松浜小学校4年生、合計190人に参加していただきました。大変ありがとうございました。引き続き実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

倉島会長

ありがとうございました。ただいま平成31年度北区特色ある区づくり事業の提案状況について報告がございましたが、何か質問がございましたらお願いしたいと思います。

ございませんか。

ないようですので、次に移ります。

(4)平成 31 年度「特色ある区づくり予算」委員提案事業調整経過について

倉島会長

次に平成 31 年度「特色ある区づくり事業」委員提案事業調整経過について、副区長から説明をお願いしたいと思います。

副区長

報告資料 4 をご覧ください。

皆様にご提案くださいとお願いしたところ、1 番から 13 番まで、さまざまな事業を提案していただきました。各部会において、これらの事業を検討していただいたところ です。部会での検討を踏まえ、区の方針としてどのように予算付けするか、その案をお示ししたものが、この一覧表でございます。

1 番は、区バッジ・ペンダントの作成でございます。北区民としての誇りやアイデンティティを表現する、バッジやアクセサリを作成するというご提案でございます。

地域づくり部会で検討していただいたところ、反射する素材を利用し、高齢者などの交通安全に役立ててはどうかという意見がございました。また、当事業については 13 番の提案事業と一緒に検討していくこととしてはどうかという意見もございました。これらの事業について、いずれも予算化したいと考えております。

13 番の提案「北区みんなで見守り隊」事業ですが、「見守り隊」としての登録を募り、ステッカーや腕章を配布します。また年一回の報告会を開催し、情報交換やネットワークづくりを行うというものでございます。

13 番のご提案について、部会の主な意見を紹介しますと、見守り活動を行っている多数の団体をつなげ、情報交換をすれば有意義な事業になるとのご意見をいただきました。区の方針として、見守り活動を行う各種の団体が連携し、情報交換の機会をつくることで、支え合いの意識醸成が期待できることから、予算化を考えております。

2 番目は、学びあい、健康で人にやさしいまちづくりについてのご提案です。その内容は二点ございまして、まず、バス停を増やすなど、交通網を整備するというご提案です。部会の主な意見としては、便数増より乗車人数を増やすための工夫や PR が必要という意見が出ました。区の方針としては、乗車人数を増やす工夫や PR に励み、新たな予算化はしないこととします。こちらの PR については、平成 31 年度の議決予算の中で対応していきたいと考えております。

もう一つは、空き地をグラウンドゴルフの広場とするなど高齢者が活動しやすい環境を整えるというものでございます。部会の意見として、利用可能な施設の情報提供をし

てはどうかという意見がございました。グラウンドゴルフができる場所は、太夫浜運動公園自由広場や阿賀野川公園、南浜運動広場など、利用できるところがございますので、施設の情報提供に努めることとし、専用の広場の整備までは難しいということで、予算化しない方針でございます。

三つ目は、「ノーザン ミュージック フェスティバル 2019」です。今年度は、9月30日に開催したところで、さらに来年度も実施したいというご提案でございます。これにつきまして、部会の意見では、「ノーザン ミュージック フェスティバル 2018」の開催状況を十分に検証し、次の開催に向けて方向性を探っていくてはどうかというものでございました。今年度の実施状況の成果や課題を検証する必要があるということで、来年度は予算化を見送ることといたしたいということであります。

四つ目は、「リノベーションまちづくり@ニイガタキタ！」です。遊休不動産を利活用する、リノベーションによるまちづくりの取り組みを学び、まちづくりの担い手を育てるセミナーや、リノベーションスクールを開催するという内容でございます。

部会の意見としては、補助要件などいろいろ適合すれば、現行の制度でも補助できる可能性があるため、そうした補助制度の利用を検討してみてもどうかということであります。区の方針といたしましては、現行の補助制度の利用を検討していただくこととして、来年度の予算化は見送ることとするというものであります。

5番目は、定期的な音楽教室の開催です。区内の小学生を対象として、市内外の音楽家や交響楽団によるコンサートや音楽教室（体験会）を定期的に行なうというご提案でございます。

部会の意見としては、北区文化会館の事業と連携し、学校のニーズを確認した上で、子どもたちの感性を育む音楽鑑賞事業として、実施できると良いというものであります。区の方針といたしまして、北区文化会館と連携して取り組むこととします。北区文化会館では、現在でも「ワンコインご縁コンサート」や学校などへ出向いて行って演奏するアウトリーチ、音楽の普及教育活動を行っておりますので、この辺の事業を拡大していく方向づけで、予算付けをする案でございます。

6番と7番ですが、「潤いの福島潟創出事業」は、福島潟や周辺環境への理解を深めるということのためにワークショップ等を開催するというものでございます。7番「福島潟周遊散策コース検討」については、福島潟周辺の堤防を散策・ジョギングするコースを考案し、健康増進を図るというものであります。ところで現在、福島潟において築堤工事が進められております。工事の概要としては、高さが2.7メートル、幅5メートル、一周約10キロメートルの築堤が、平成34年度に完成予定で工事が進められていま

す。

こうしたことを踏まえ、部会の主な意見としましては、福島潟のワイズユース（賢い活動）をワークショップなどで検討する事業として実施できると良いというものであります。こうしたことを受けまして、区の方針といたしましては、区の大きな魅力である福島潟の環境保全とワイズユースを進める必要があることから、予算化する案でございます。ちなみに、ラムサール条約への福島潟の登録については、北区自治協議会からご提言いただきましたがかなわず、今年は登録会議がドバイで開催されます。次回は、平成 33 年と 3 年後になりますので、その辺の条約登録に向けた機運醸成につながるものと考え、二つの事業を合わせて予算化する案でございます。

8 番のつながりサロンの設置と、9 番の高齢者等の健康診断時における健康指導の実施、10 番の健康づくりリーダーの育成と、11 番の元気な高齢者の生きがい事業についてです。これら四つの事業を一つにまとめさせていただきました。参考とさせていただいた部会での検討状況ですが、新潟薬科大学と地域が積極的に連携している秋葉区の事例を踏まえ、北区でも新潟医療福祉大学と情報交換を行いながら連携を検討してはどうかという意見が出されました。

これを踏まえ、区の方針としましては、既存事業の取組みを継続するとともに、新潟医療福祉大学との連携を深める部分について予算化し、学生と地域のつながりを深め、健康寿命の延伸を図るということで、事業の予算化を図る案でございます。

次に、12 番の定期健診時のママ・パパ応援講座であります。これは、子育てに大事なことをまとめたテキストを作成し、講座を実施するというご提案でした。

部会では、概ね賛成だが、実際に行って見たところ、乳児健診では母子ともに講座を受講する余裕がないように見えた。そこで、テキストづくりを優先し、その手段は改めて検討する余地があるという意見が出されました。そこで区の方針としましては、乳幼児の育成環境を改善する必要があることから予算化し、テキストの作成や配布方法などを検討していこうということで予算化する案となりました。

以上が、部会の主な検討意見と区の方針案でございます。

倉島会長

ありがとうございました。ただいま副区長より報告のありました提案事業の調整経過について、何かご質問がございましたら受けたいと思います。

ございませんか。

ないようですので、次に移ります。

(5) 部会の会議概要について

倉島会長

次に、部会の会議概要について、各部会長から報告をお願いします。

本間（久）委員

地域づくり部会から、報告させていただきます。

先回は、ノーザン ミュージック フェスティバル 2018 の直前でしたので、準備状況などいろいろ報告いただき、事業は無事先月 30 日に終了しました。今日はまた、最終的にどういう実施内容となったか報告をいただく予定であります。

平成 31 年度自治協議会提案事業については、部会としての意見の取りまとめを実施しております。

渡邊委員

福祉教育部会の報告をさせていただきます。

まず、平成 30 年度自治協議会提案事業「区民の一体感醸成プロジェクトーみんなの区役所づくりー」については、事務局より、進み具合などの報告をいただきました。そして皆さんからいろいろとご意見をいただきました。ワークショップのメンバーをできるだけ大勢として、いろいろな方々から参加していただき、いろいろな意見を出していただくことがよいのではないかとということで、皆さんからご提案いただいております。昼間ではなくて夜にやったらどうかとか、小中学生からも参加してもらったらどうかなどの意見も出ました。

2 番目としましては、平成 31 年度特色ある区づくり事業について、本間久文委員、若月委員、梅津委員からご提案をいただきました。これらについて、委員の皆さんからご意見をいただきながら、今後進めていこうとしております。

3 番目の第 2 回教育ミーティングについては、11 月 15 日の会議が終ってから 3 時から 4 時半ころまで実施することになりました。テーマについては、本日検討していきたいと思います。いろいろと意見をいただく中で、スマートフォンへの依存などが深刻化しているのではないかとというような意見が既に出されたところでございます。

若尾委員

自然文化部会です。資料の 4 頁をご覧ください。

当部会では、福島潟を題材に書かれたファンタジー『河童のユウタの冒険』を活用し

て、福島潟の魅力発信を検討しております。8月19日にビュー福島潟でイベントがございまして、作者や挿絵画家も来られました。挿絵画家が描いてくださった「ユウタの棲家」という絵がありまして、絵の使用について快諾をいただいたところでございます。それを受け、9月に部会において、活用の仕方への意見をいろいろといただいたところでございます。これについて引き続き、今月も検討することとなると思います。

委員提案事業については、重複しますので省略します。

倉島会長

ありがとうございました。ただいま各部会長から会議概要につきましてお話がございましたが、委員の皆様から何かございましたらお願いしたいと思います。

ございませんか。

ないようですのでこれで終わりたいと思います。

また、11月21日には、秋葉区文化会館で区自治協議会委員研修会がございまして。出席をご連絡してございますけれども、まだ申込みが少ないようです。北区から多く参加していただきたいと思いますので、皆様のご参加をよろしくお願いしたいと思います。

予定された議題はすべて終わりました。